

# イオンのペット保険 重要事項説明書①

個人生活総合保険

イオンのペット保険

## ご契約の際にご注意いただきたい事項

契約概要

〈契約概要〉・〈注意喚起情報〉は、ご契約に際し、お客さまに十分に内容をご理解いただき、ご了承をいただきたい重要な事柄が記載されています。保険契約のお申込みに先立ち、必ず内容をご確認ください。

## 主な用語のご説明

約款	保険契約の内容を定めたものをいいます。
保険証券	ご契約の内容(支払限度額や補償期間など)を具体的に記載した証書をいいます。
保険契約者	保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいいます。
被保険者	被保険者は補償の対象となる方をいいます。被保険者の範囲は普通保険約款にて定められています。
責任開始日 (契約日)	当会社が保険契約上の補償を開始する日をいいます。本契約では、責任開始日を契約日とします。
保険期間	当会社が保険契約に基づいて責任を負う期間のことをいいます。
保険料	保険契約の対価として、保険契約者から当会社へお支払いただくお金のことをいいます。
告知事項	保険契約に際し、当会社が引受けを行うか行わないかの決定に係わる重要な事項のうち、保険契約申込書または告知書の記載事項(質問事項)とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。
告知義務	当会社が告知事項として保険契約者・被保険者におたずねした事項についてありのままに正しくお答えいただく義務をいいます。
告知義務違反	告知した内容が事実と相違していることをいいます。この場合、当会社は「告知義務違反」として、ご契約を将来に向かって解除する場合があります。また、「告知義務違反」の場合、保険金が支払われない場合があります。
通知事項	保険契約締結後、保険証券記載事項に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が当会社に遅滞なく通知しなければならない事項として、保険約款または保険証券上で定められた事項をいいます。
通知義務	通知事項に該当する事項が発生した場合に、当会社に遅滞なく通知しなければならない義務をいいます。
通知義務違反	通知義務として定められた事項を当会社へ通知していただけないことをいいます。この場合、当会社は「通知義務違反」として、ご契約を将来に向かって解除する場合があります。また、「通知義務違反」の場合、保険金が支払われない場合があります。
解約	保険契約のご意思で保険契約を将来に向かって終了させることをいいます。
解除	保険契約者・被保険者の告知義務違反、通知義務違反または通知いただいた内容によって、約款に基づいて当会社が保険契約を将来に向かって終了させることをいいます。
無効	保険契約の効力が契約成立のときから生じないことをいいます。
失効	保険契約の効力が所定の事由が生じた時以降失われることをいいます。

保険金	事故が発生した際に、当会社が保険契約に基づきお支払いするお金のことをいいます。
支払事由	保険金支払の対象となる事故をいいます。
免責事由	約款上、保険金を支払わない場合として定められた事由をいいます。
危険の増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定めている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
診療	獣医師または獣医師の指示により動物病院の従業員が行う発症の原因を究明するための診察(検査を含む。)およびその診察に基づく治療行為ならびにこれらに付随する一連の医療行為をいい、予防措置を含みません。
獣医師	獣医師法に定める獣医師をいいます。
動物病院	獣医療法に定める診療施設をいいます。
傷害	対象ペットが急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒ならびに日射または熱射により被った身体の障害は含みません。
疾病	獣医学の水準から判断して、対象ペットの身体の状態が異常であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合をいいます。
傷病	傷害および疾病をいいます。
傷病の原因が生じた時	①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時をいいます。 ②疾病については、獣医師が診断した発症の時(ただし、先天性異常については、獣医師の診断によりはじめて発見された時)をいいます。獣医師が被保険者である場合は、被保険者以外の獣医師をいいます。
入院	診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
通院	診療が必要な場合において、動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。
手術	診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含みます。
ペットホテル等	「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」に定める動物取扱業のうち、「保管」(保管目的で顧客の動物を預かる業)の種別で登録を行っている、ペットホテル、ペットショップ、動物病院、ペット美容院、ペットシッター等をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

# イオンのペット保険 重要事項説明書②

## 1.商品の仕組みについて

この商品は次の2つのプランから構成されています。

上記のプランには入院費用保険金、通院費用保険金、手術費用保険金、診断書費用保険金、ペットホテル費用保険金がセットされています。

また、任意に付帯できる保険としてペット葬祭費用保険、個人賠償責任保険があります。

### ●ペット傷害治療費用保険(ケガのみ70%、50%プラン)

この保険はペットが傷害を被り、動物病院で獣医師による治療を受けた際に、被保険者が負担した治療費用を補償する保険です。

### ●ペット治療費用保険(ケガ+病気70%、50%プラン)

この保険はペットが傷病を被り、動物病院で獣医師による治療を受けた際に、被保険者が負担した治療費用を補償する保険です。

## 2.補償内容について

### 保険金をお支払いする場合

#### (1) 入院費用保険金

対象ペットが傷病を被り、その直接の結果として入院した場合、入院費用の50%あるいは70%を入院費用保険金としてお支払いいたします。ただし、「5.支払限度額について」の入院費用保険金に記載の金額を限度とします。ケガのみプランの場合は傷害を直接の結果とした場合のみに限ります。

#### (2) 通院費用保険金

対象ペットが傷病を被り、その直接の結果として通院した場合、通院費用の50%あるいは70%を通院費用保険金としてお支払いいたします。ただし、「5.支払限度額について」の通院費用保険金に記載の金額を限度とします。ケガのみプランの場合は傷害を直接の結果とした場合のみに限ります。

#### (3) 手術費用保険金

対象ペットが傷病を被り、その治療を目的として手術を受けた場合、1保険期間内の支払回数2回を限度とし、手術費用の50%あるいは70%を、「5.支払限度額について」の手術費用保険金に記載の金額を限度としてお支払いいたします。ただし、ケガのみプランの場合は傷害の治療を目的とした場合のみに限ります。

#### (4) 診断書費用保険金

(1)から(3)の保険金の請求に際して、当社が獣医師による診断書の提出を求め、被保険者が診断書作成費用を負担した場合、「5.支払限度額について」に記載の支払限度額を限度に診断書費用保険金をお支払いいたします。

#### (5) ペットホテル費用保険金

記名被保険者が保険期間中に傷害または疾病の治療を目的として病院または診療所に入院し、この期間中に対象ペットをペットホテル等に預けたことによって被保険者がペットホテル費用を負担した場合、1日につき3,000円限度、保険期間内の通算支払限度日数を30日としてペットホテル費用保険金をお支払いいたします。

#### ◆1事故<sup>(※)</sup>に対する(1)から(3)の保険金の支払額の合計額から免責金額(5,000円)を差し引いた残額を保険金として支払います。

※『1事故』とは、同一の事故を原因とする傷病をいいます。

### 保険金等をお支払いできない主な場合

#### お支払いの対象とならないケガ・病気

#### (1) 保険期間中に発生した傷病であっても、この保険契約が初年度契約であるときは、傷病の原因が生じた時が保険期間の始まる前である場合。

(2) 保険期間中に被った傷病であっても、この保険契約が継続契約であるときは、傷病の原因が生じた時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の始まる前である場合。

(3) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失。

(4) 被保険者の精神障害、泥酔状態、心神喪失または薬物依存等による行為。

(5) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。

(6) 原因がいかなる場合でも、対象ペットに対して給餌または給水等基本的な管理を怠ったことによる傷病。

(7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。

(8) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害。

(9) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。

(10) (7)から(9)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

#### お支払いの対象とならない主な診療費等

(1) 保険期間が始まる前から被っていた対象ペットの傷病。

(2) 次の疾病およびこれらに起因する疾病。

犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻氣管炎および猫白血病ウイルス感染症

ただし、その疾病的発症日がその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除きます。

(3) 対象ペットの正常な妊娠・出産、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれによって生じた症状および傷病。

(4) 去勢、避妊、乳歯遺残、停留睾丸、臍ヘルニア、そけいヘルニア、歯石取り、歯切り(不正咬合を含みます。)、まつげ乱生、涙やけ、爪切り(狼爪の除去を含みます。)、耳掃除に起因するすべての処置および肛門腺しづり。ただし、保険金の支払対象となる他の傷害の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対しての処置を行なった場合を除きます。

(5) 断耳、断尾および美容整形のための処置。

(6) (3)から(5)に定める処置に他の診療を併行して行った場合の処置。(麻酔費用を含みます。)

(7) 健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用(健康体を想定して行われた検査費用を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査費用は含みません。)

(8) 入院中の食餌に該当しない食物および療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの。(健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等)

(9) 中国医学(鍼灸を除きます。)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酸素療法等の代替医療。

(10) シャンプー、薬用シャンプーおよび医薬品シャンプーおよびイヤクリーナー。(いずれも、動物病院内で処置に用いられるものを除きます。)

(11) 時間外診療費および往診料、ペットホテルまたは預かり料(ペットホテル費用保険の支払事由に該当する場合は除きます。)、散歩料、予防目的のための初診料および再診料、文書料(診断書費用保険の支払事由に該当する場合は除きます。)、動物病院へ行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用。

# イオンのペット保険 重要事項説明書③

- (12) カウンセリング料、相談料、指導料およびセカンドオピニオン。
  - (13) 安楽死、遺体処置および解剖検査。
  - (14) 獣医学の水準から判断して、先天的ないし遺伝的または発達異常を原因とする傷病。
  - (15) ワクチン接種費用。
  - (16)マイクロチップの挿入費用。
- ◆保険契約締結時において、特別条件を付帯した場合には、保険金の支払事由に関する規定にかかわらず、保険証券に不担保とする旨が記載された部位に生じた傷病および保険証券に不担保とする旨が記載された疾病はお支払いの対象となりません。

## 3.ご契約時に任意で付帯できる契約について

### ペット葬祭費用保険

#### 保険金をお支払いする場合

保険期間中に対象ペットが日本国内で死亡したことにより、被保険者が次に掲げる費用を負担した場合、30,000円を限度としてペット葬祭費用保険金をお支払いいたします。

- (1) 葬祭事業者で行った遺体処理費用または火葬費用。
- (2) 葬祭事業者に委託した遺体搬送にかかる費用。
- (3) 寺院または靈園における読経および埋葬費用。

#### 保険金等をお支払いできない主な場合

- (1) 対象ペットが保険期間中に死亡した場合であっても、死亡の原因となった傷病の発生が保険期間の始まる前である場合。
- (2) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による場合。
- (3) 被保険者の精神障害、泥酔状態、心神喪失または薬物依存等による行為による場合。
- (4) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による場合。
- (5) 原因がいかなる場合でも、対象ペットに対して給餌または給水等基本的な管理を怠ったことによる場合。
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による場合。
- (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害による場合。
- (8) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による場合。
- (9) (6)から(8)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による場合。
- (10) 被保険者の指示または意思によって獣医師が行った安楽死の処置の場合。
- (11) 対象ペットが行方不明になった場合等、対象ペットの遺体が確認できない場合。

### 個人賠償責任保険

#### 被保険者の損害の範囲について

- ◆この契約における被保険者の損害の範囲には、以下の方が負われた賠償責任を被保険者が負担されたことによる損害を含みます。
- (1) 被保険者の配偶者。
  - (2) 被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族。(6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。)
  - (3) 被保険者または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子。

#### 保険金をお支払いする場合

●被保険者が保険期間中に日本国内において発生した以下に掲げる偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、個人賠償責任保険金をお支払いします。(配偶者等が負った賠償責任を被保険者が負担した場合を含みます。)

- (1) 住居(敷地内の動産および不動産を含みます。)の所有、使用または管理に起因する事故。
- (2) 被保険者または配偶者等の日常生活に起因する偶然な事故。

#### 保険金等をお支払いできない主な場合

- (1) 保険契約者、被保険者、配偶者等またはこれらの者の法定代理人の故意によるとき。
- (2) 被保険者または配偶者等の心神喪失(※)または指図によるとき。  
※精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態をいいます。
- (3) 地震、噴火または津波によるとき。
- (4) 戦争その他の変乱によるとき。
- (5) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同じ)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。
- (6) 被保険者または配偶者等の職務遂行に直接起因する損害賠償責任。
- (7) もっぱら被保険者または配偶者等の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。
- (8) 被保険者または配偶者等と同居する親族に対する損害賠償責任。
- (9) 被保険者または配偶者等の相互間で発生した事故による身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任。
- (10) 被保険者または配偶者等の使用者が被保険者または配偶者等の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者または配偶者等が家事使用人として使用する者を除きます。
- (11) 被保険者または配偶者等と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任。
- (12) 被保険者または配偶者等が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。
- (13) 被保険者または配偶者等、またはこれらの者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任。
- (14) 航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。

## 4. 引受条件について

#### ●対象となるペットについて

日本国内の家庭で愛がん用として飼育される犬または猫(※)であり、かつ初年度契約の契約日において生後45日以上満10歳未満であるペットが新規にご契約いただけます。

※身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条(定義)に定める身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬および聴導犬)を含み、事業を目的に飼育または販売される犬または猫、興行用の犬または猫、闘犬、賭犬、および獵犬は含みません。

#### ●保険料について

保険料は、対象ペットの種別および年齢(契約時点での満年齢)により異なります。

#### ●個人賠償責任保険について

個人賠償責任保険のてん補限度額は1事故につき1,000万円となります。また当会社が販売する他の保険商品(イオンのペット保険を含む)にて個人賠償責任保険にご加入の場合は当該ペット保険で重複して個人賠償責任保険にはご加入いただけません。

# イオンのペット保険 重要事項説明書④

## 5.支払い限度額について

支払い限度額については、下記をご参考ください。

70%プラン		50%プラン	
●保険期間(1年)あたりの支払限度額70万円 ●1回のケガまたは病気に対する支払限度額35万円		●保険期間(1年)あたりの支払限度額50万円 ●1回のケガまたは病気に対する支払限度額25万円	
入・通院費用保険金	1日につき上限 14,000円	入・通院費用保険金	1日につき上限 10,000円
手術費用保険金(年間2回限度)	1回につき上限 140,000円	手術費用保険金(年間2回限度)	1回につき上限 100,000円
ペットホテル費用保険金(年間30日限度) ※ただし、記名被保険者の入院に限ります。	1日につき上限 3,000円	ペットホテル費用保険金(年間30日限度) ※ただし、記名被保険者の入院に限ります。	1日につき上限 3,000円
診断書費用保険金(年間1万円限度)	1通につき上限 5,000円	診断書費用保険金(年間6,000円限度)	1通につき上限 3,000円

## 6.ご契約のお手続きについて

### ●保険料払込方法(お支払い方法)について

保険料はクレジットカード払にてお支払いいただきます。

### ●ご契約までのスケジュールと責任開始日について

保険料は、契約者の指定クレジットカード決済にて保険料をお支払いいただきます。保険料払込日は1日とさせていただきますが、お客様のクレジットカード会社への支払いは、各クレジットカード会社へのお支払い日となります。

毎月20日迄にお申込書(含む告知書)をいただき、当会社が契約の引受けを承諾し、クレジットカードの認証が得られた場合は、お申込みいただいた月の翌々月1日が契約日および責任開始日となります。

(ご注意)

申込書・告知書の記載事項に誤りがあり訂正をお願いする場合、不明な事項がありお問い合わせさせていただく場合、条件付きの引受けとさせていただく場合等、契約手続きに時間を要する場合には、契約日が翌々月以後の1日となる場合があります。

## 7.保険期間(保険のご契約期間)・保険契約の継続について

### ●保険期間について

保険期間は1年とします。

### ●保険契約の継続について

当会社より保険期間満了日の1ヶ月前までに『継続案内』を送付いたします。保険契約者より保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨のご通知をいただかない限り、保険契約は保険期間満了日の翌日(継続日)から1年間継続されます。また継続時には継続日の対象ペットの満年齢に対応する保険料が適用となります。

## 8.解約返戻金・契約者配当金について

### ●解約返戻金について

ご契約を解約される場合は、当会社契約センターまでご連絡ください。解約返戻金は年払いの場合、解約日から保険期間の満了日までの未経過月数(1ヶ月未満の端数は切り捨てます)に対して月割をもって計算した額とします。月払いの場合、解約返戻金はありません。

### ●契約者配当金について

この商品は、契約者配当金はありません。

# イオンのペット保険 重要事項説明書⑤

## 犬種一覧表

### 小型犬

あ行	イタリアン・グレー・ハウンド ウエスト・ハイランド・ホワイト・テリア ウェルシュ・コーギー・カーディガン ウェルシュ・コーギー・ペンブローク ウェルシュ・テリア オーストラリアン・シルキー・テリア	た行	ダンディ・デインモント・テリア チベタン・スピニエル チャイニーズ・クレストッド・ドッグ チワワ チン(狆) トイ・プードル トイ・マンチェスター・テリア	は行	ペドリントン・テリア ボストン・テリア ポメラニアン ボロニーズ
か行	カニーンヘン・ダックスフンド キャバリア・キング・チャールズ・スピニエル ケーン・テリア コーラルホンディエ	な行	日本スピッツ 日本テリア ノーフォーク・テリア ノーリッチ・テリア	ま行	マルチーズ ミニチュア・シュナウザー ミニチュア・ダックスフンド ミニチュア・ピンシャー ミニチュア・プードル ミニチュア・ブル・テリア
さ行	シー・ズー シリハム・テリア シェットランド・シープドッグ 柴犬 ジャック・ラッセル・テリア スキッパー・キ スコティッシュ・テリア スタンダード・ダックスフンド	は行	パグ バセンジー パピヨン ビーグル ビション・フリーゼ ブリュッセル・グリフォン ペキニーズ	や行	ヨークシャー・テリア
ら行				ら行	ラサ・アプソ レーランド・テリア
わ行				わ行	ワイア・フォックス・テリア

※ その他の犬種についてはお問い合わせください。

### 中型・大型・混血犬

あ行	アイリッシュ・セーター アイリッシュ・テリア 秋田犬 アフガン・ハウンド アメリカン・コッcker・スピニエル アメリカン・スタッフォード・シャー・テリア アラスカン・マラミート イングリッシュ・コッcker・スピニエル イングリッシュ・スプリンガー・スピニエル イングリッシュ・セーター イングリッシュ・ポインター ウィペット エアデール・テリア オーストラリアン・キャトルドッグ オーストラリアン・シェパード オールド・イングリッシュ・シープドッグ	が行	ケリー・ブルー・テリア ゴールデン・レトリーバー コモンドール	は行	バーニーズ・マウンテン・ドッグ パセット・ハウンド ビアデッド・コリー ビレニアン・シープ・ドッグ ブービエ・デ・フランダース ブーリー
さ行		さ行	サモエド サルーキ 四国犬 シベリアン・ハスキー ジャー・マン・シェパード・ドッグ ジャー・マン・ピンシャー スタッフォード・シャー・ブル・テリア スタンダード・シュナウザー スタンダード・プードル スタンダード・ブル・テリア セント・バーナード	ま行	フラットコート・ドッグ ブリタニー・スピニエル ブルドッグ フレンチ・ブルドッグ ボーダー・コリー ボクサー 北海道犬 ポリッシュ・ローランド・シープドッグ ボルゾイ
か行	甲斐犬 キースホンド 紀州犬 グレート・デーン グレート・ビレニーズ	た行	ダルメシアン チベタン・テリア チャウ・チャウ ドーベルマン	ら行	ミディアム・プードル ラフ・コリー ラブラドール・レトリーバー ロットワイラー
な行		な行	ニューファンドランド	わ行	ワイマラナー

※ その他の犬種についてはお問い合わせください。

# イオンのペット保険 重要事項説明書⑥

個人生活総合保険  
イオンのペット保険

## ご契約の際にご注意いただきたい事項

注意喚起情報

（契約概要）・（注意喚起情報）は、契約に際し、お客さまに十分に内容をご理解いただき、ご了承をいただきたい重要な事柄が記載されています。保険契約のお申込みに先立ち、必ず内容をご確認ください。

### 1.クーリングオフについて

#### ●クーリングオフ制度とは

クーリングオフ制度とは、保険契約者がお申込みから一定期間であればお申込みの撤回ができる制度です。本契約については法令に定めるクーリングオフの対象となる契約ではありませんが、当会社独自の制度としてクーリングオフ制度を設けています。なお、継続契約にはこの制度はありません。

#### ●クーリングオフをご希望の場合

クーリングオフをご希望の場合は、お申込日より10日以内に、書面にてその旨をご通知ください。

宛先

イオン少額短期保険株式会社  
クーリングオフ受付係

〒261-0023千葉県千葉市美浜区中瀬1-6 NTT幕張ビル12階

（書面にご記載いただく事項）

- ご契約をクーリングオフする旨の内容。（事例「下記の保険契約をクーリングオフいたします。」）
- ご契約を申込まれた方の住所・氏名・連絡先電話番号。
- ご契約を申込まれた年月日、保険の対象となるペット名、保険のご加入プラン。

### 2.告知および通知について

#### ●告知義務とは

当会社が告知事項として保険契約者・被保険者におたずねした事項について、ありのままに正しくお答えいただく義務をいいます。

#### ●告知が事実と相違する場合

告知書に記載いただいた告知内容が、事実と異なった場合には保険金をお支払いできないことがあります。また、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、当会社は『告知義務違反』として契約を解除することがあります。この場合、すでにお支払いいただいた未経過期間に対して日割りをもって計算した保険料を返還します。

#### ●通知義務とは

下記の事実が発生した場合に当会社に遅滞なく通知しなければならない義務をいいます。

- (1) 対象ペットの飼育目的を愛がん用以外の用途に変更した場合。
- (2) 対象ペットが死亡した場合。
- (3) 対象ペットを他人に譲渡した場合。
- (4) 前(1)～(3)の他、保険証券記載の通知事項に該当する事実が発生したこと。

#### ●通知義務違反の場合

通知義務として定められた事項を当会社へ通知していただけない場合、「通知義務違反」として書面による通知をもって、ご契約を将来に向かって解除する場合があります。また、保険金が支払われない場合があります。

### 3.責任開始日について

- お申込みいただいた内容につき、当会社が引受けを承諾した場合、クレジットカード払で保険料をお支払いいただきます。保険料のお支払いが完了した場合、認証が得られた日の属する月の翌々月1日が責任開始日となります。

### 4.保険金をお支払できない主な場合

- 保険金をお支払いできない主な場合については、契約概要の「2.補償内容について」をご参照ください。

### 5.保険料のお支払いがなかった場合の取扱い

- クレジットカードの認証が得られなかつことにより保険料の請求ができない場合、保険契約のお申込みがなったものとします。

### 6.保険契約の継続時の契約条件の見直しについて

- 保険契約の継続時に、保険料の計算方法、保険金額等の契約条件を見直す場合があります。また、継続契約のお引受けを行わない場合があります。

### 7.少額短期保険業者の保険契約の引受制限について

当会社（少額短期保険業者）が引受けることができる保険契約の要件は、保険業法により下記の通り定められています。

#### ●保険期間について

保険期間は生命保険または傷害疾病保険に関しては1年、損害保険の場合は、1年または2年となります。（保険業法施行令第1条の5）

#### ●保険金額の上限について

被保険者1名あたりの保険金額の上限は区分ごとに下記の通り定められています。（保険業法施行令第1条の6第1～第7号）

#### 保険業法施行令上の区分

#### 限度額

①死亡保険	300万円
②傷害疾病保険	80万円
③重度障害保険	300万円
④傷害重度障害保険	600万円
⑤傷害死亡保険	600万円（死亡保険を含む場合）
⑥損害保険	1,000万円
⑦低発生率保険	1,000万円

#### ●被保険者あたりの保険金額合計について

被保険者1名あたり、引受けるすべての保険の保険金額の合計額は2,000万円（低発生率保険以外のすべての保険の保険金額は、1,000万円）が上限となります。（保険業法施行規則211条の30第3号口）

#### ●保険契約者あたりの保険金額の上限について

保険契約者1名あたり、引受ける保険金額の上限は保険業法施行令第1条の6各号に掲げる各区分の限度額の100倍までとなります。（保険業法施行規則211条の30第3号ハ）

### 8.指定紛争解決機関について

当会社はお客さまからお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当会社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会  
「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF八丁堀ビルディング2階

TEL.0120-82-1144 FAX.03-3297-0755

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00

月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

# イオンのペット保険 重要事項説明書⑦

## 9.補償重複について

以下の補償については、補償内容が同様の保険契約(ペット保険以外の保険契約にセットされる特約や当会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

### 補償が重複する可能性のある主な補償

この保険に含まれる補償	個人賠償責任補償 ペットの入・通院および手術保険金
補償の重複が生じる 他の保険契約の例	ペット保険、自動車保険、 家庭用火災保険、傷害保険 など

## 10.その他法令で注意喚起が必要とされている事項

### ●想定外の事象が発生した場合

保険事故が多発して保険収支が悪化した場合に、保険料の増額や保険金額の減額(契約引受条件の見直し)を行うことがあります。

### ●万一当会社が破たんした場合

万一当会社が経営破たんした場合であっても、「損害保険契約者保護機構」、「生命保険契約者保護機構」による保護はございません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

## 11.反社会的勢力に対する基本方針について

当会社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するために、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応いたします。

## お客さまに関する個人情報の取扱いについて(個人情報に関する重要事項)

### 1.個人情報の利用目的について

当会社は、個人情報を次の目的のために必要な範囲で利用します。  
これらの目的のほかに利用することはできません。

- 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- 保険金のお支払手続き
- 当会社または当会社の提携会社からの各種商品やサービスのご案内
- 当会社の業務に関する商品・サービスの充実や各種の調査

### 2.センシティブ情報の取得・利用について

お客さまの告知情報などのセンシティブ情報(機微情報)については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17に基づき業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。当会社は、少額短期保険業務の適切な運営に必要な範囲において、最小限のセンシティブ情報を取得・利用します。これらのセンシティブ情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、保険金受取人および少額短期保険募集人に提供する場合があります。

### 3.個人情報の第三者への提供について

当会社は、次の場合を除いて、お客さまの同意なく、お客さまの個人情報を第三者に提供することはありません。

- 業務上必要な範囲で、業務委託契約に基づく業務委託会社等に取り扱いを委託する場合
- 再保険契約の締結や再保険金の受領など、再保険手続きに関する必要な場合
- 保険制度の健全な運営を維持または不正な保険金請求を防止するために、他の保険業に係る企業・団体・協会等と共同利用する場合
- 各種法令に基づく場合
- 生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意を得ることが困難な場合

### 4.契約情報の開示

当会社は、契約者・被保険者および指定代理請求人以外の方からの契約内容などのお問い合わせにはお答えすることはできません。

### 5.個人情報の開示等の手続きについて

当会社で保有するお客さまご自身の個人情報について、利用目的の通知、内容の訂正・追加・削除・利用の停止、消去および第三者への提供の停止(以下、「開示等」という。)の求めがあった場合には、遅滞なく対応します。下記のお客さま相談室へ連絡してください。開示等手続き(受付

窓口、受付時間、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。また、開示等請求手続きにつきましては、当会社のホームページにもお知らせしております。

### イオン少額短期保険株式会社

お客さま相談室(責任者:お客さま相談室長)

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-22 テラススクエア4階

TEL.03-6895-0962 FAX.03-6895-0990

ホームページ <http://www.aeonssi.co.jp/>

### 6.本重要事項説明書の内容にご同意いただけない場合

当会社は、お客さまがご契約にあたり必要な記載事項(ご契約の申込書でお客さまが記載すべき事項)の記載をご希望されない場合および本重要事項説明書の内容の全部または一部をご承認いただけない場合、ご契約をお断りすることができます。

### 7.お問い合わせ窓口

当会社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当会社の個人情報の取り扱いや個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

### イオン少額短期保険株式会社

お客さま相談室(責任者:お客さま相談室長)

〈個人情報の開示・訂正・削除・苦情・相談等の窓口〉

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-22 テラススクエア4階

TEL.03-6895-0962 FAX.03-6895-0990

受付時間 9:00~18:00(土日祝祭日を除く)

### 8.その他

当会社は、お客さまサービスの向上のため、お客さまよりのご連絡事項、ご要望等を正しく理解し、適切な対応をとらせていただくことを目的として電話による会話を録音させていただいております。当録音内容については、業務の適切な運営に必要な用途に限り使用いたします。

### 支払時情報交換制度

当会社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取り消しもしくは、無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

# 告知にあたってご留意いただきたいこと①

告知書をご記入いただく際には、ペットの飼い主さま自身が必ず下記の内容をご確認いただいた上でご記入ください。

## 1. ペットの飼い主さまには対象ペットの健康状態等を正しく告知いただく義務があります

ご契約にあたっては、当会社が告知事項としておたずねする事項について、事実をありのまま正確にもれなくご記入（告知）いただく必要があります。告知した内容が事実と相違している場合、「告知義務違反」として、ご契約を将来に向かって解除する場合があります。また「告知義務違反」の場合、保険金が支払われない場合があります。

## 2. ケガ・病気等の履歴がある場合の契約のお引受けについて

契約のお引受けができない場合、お引受けを一部制限させていただく場合があります。

## 3. 現在のご契約を解約し、新たにお申込みされる場合

現在のご契約を解約した後に、同じ対象ペットについて新たに当会社のペット保険をお申込みいただく場合には、再度告知が必要となります。対象ペットの健康状態によっては、新しいご契約をお引受けできない場合や、お引受けを一部制限させていただく場合があります。

## 4. 保険責任開始前の発病等について

保険期間中に発症した傷病であっても、この保険契約が初年度契約であるときは、傷病の原因が生じた時が保険期間の始まる前である場合にはお支払いの対象とはなりません。

## 告知義務の対象となるケガ・病気について、以下をご確認ください。

該当箇所	傷病の分類	傷病名	傷病の概略	ご注意事項
告知 ①	新生物	悪性腫瘍	一般に癌、悪性新生物とも呼ばれる病気です。	左記の病気に関し、以下の場合は、ご契約のお引受けはできません。 ①左記の病気の罹患歴がある場合。 ②左記の病気に関し、獣医師により「疑いがある」と診断があった場合。
	消化器	炎症性腸疾患 (IBD)	食物や腸内細菌に対しても防御システムが働いてしまい、慢性的に炎症が起り、腸粘膜を傷付けて潰瘍を起こしてしまう病気です。	
	消化器	肝硬変・肝不全	肝障害により、肝細胞が死滅、減少し肝機能が著しく減衰する病気です。	
	呼吸器	気管虚脱	気管が弾力性を喪失することにより、呼吸障害を引き起こす病気です。	
	内分泌	甲状腺疾患	甲状腺機能に異常が生じる病気で、甲状腺機能亢進症と、甲状腺機能低下症があります。	
	消化器	巨大結腸症	直腸や結腸(大腸)が拡張することにより、これらの臓器に機能障害を起こす病気です。	
	消化器	食道拡張症	食道が拡張することにより、食道に機能障害を起こす病気です。	
	循環器	心疾患	弁膜症、不整脈、心肥大、雜音、先天性奇形などの病気です。	
	消化器	膵外分泌不全	膵臓の機能不全により、消化酵素が分泌されなくなる病気です。	
	内分泌	糖尿病	血糖値が病的に高い状態をいい、体中の様々な臓器に重大な障害を及ぼす病気です。	

# 告知にあたってご留意いただきたいこと②

該当箇所	傷病の分類	傷病名	傷病の概略	ご注意事項
告知1	⑪ 感染症	猫免疫不全ウイルス感染症(FIV)	猫免疫不全ウイルス(FIV)感染を原因とする猫の感染症です。	左記の病気に関し、以下の場合は、ご契約のお受けはできません。 ①左記の病気の罹患歴がある場合。 ②左記の病気に関し、獣医師により「疑いがある」と診断があった場合。
	⑫ 感染症	猫伝染性腹膜炎	猫伝染性腹膜炎ウイルス(FIP)感染を原因とする猫の感染症です。	
	⑬ 感染症	猫コロナウイルス感染症	猫コロナウイルス感染を原因とする猫の感染症です。	
	⑭ 感染症	猫白血病ウイルス感染症	猫白血病ウイルス感染を原因とする猫の感染症です。	
	⑮ 精神・神経	脳・神経系疾患	てんかん様発作や、けいれん発作を引き起こす病気です。	
	⑯ 内分泌	副腎皮質機能低下症(アジソン病)	副腎皮質ホルモンが不足し、甲状腺疾患や糖尿病、貧血、真菌症などを合併することが多い病気です。	
	⑰ 内分泌	副腎皮質機能亢進症(クッシング病)	副腎皮質ホルモンの過剰分泌を原因とする疾病で糖尿病などを合併することが多い病気です。	
	⑱ 性尿器	慢性腎不全	腎臓が尿をつくる老廃物、水分、電解質などを排泄する機能がうまく働かなる病気です。	
	⑲ 血液	免疫介在性血小板減少症	止血にかかる血小板が破壊される病気です。	
	⑳ 血液	免疫介在性溶血性貧血	赤血球が破壊される病気です。	

該当箇所	傷病の分類	傷病名	傷病の概略	ご注意事項
告知2	① 皮膚	アレルギー性皮膚炎	アレルギーを原因とする皮膚病です。(アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、接触性皮膚炎など)	アレルギー症状がある場合は、治療の有無にかかわらず告知が必要です。
	② 感覚器(眼)	乾性角結膜炎	涙の分泌量が減ることで目の表面が乾き、角膜と結膜に炎症が起こる病気です。	継続的(2ヶ月以上)に治療されている場合は告知が必要です。
	③ 筋骨格	股関節形成不全	股関節の形が先天的に異常がある状態で、股関節の痛みや歩行異常をおこす症状をいいます。	日常生活に支障がない場合であっても、獣医師により診断があった場合は、告知が必要です。
	④ 筋骨格	骨折	外力により骨が変形、破壊を起こす外傷です。	治癒後であっても、過去に骨折したことがあれば、告知が必要です。
	⑤ 筋骨格	膝蓋骨脱臼(パテラ)	膝蓋骨(ひざにあるお皿のような骨)が、脱臼する状態または脱臼しやすい症状をいいます。	日常生活に支障がない場合であっても、獣医師により脱臼する可能性があると診断があった場合は、告知が必要です。
	⑥ 分類なし	腫瘍	病的な細胞や組織が集団となってできた比較的大きなこぶをいいます。	獣医師による診断の有無にかかわらず、「できもの」があれば告知が必要です。

# 告知にあたってご留意いただきたいこと③

該当箇所	傷病の分類	傷病名	傷病の概略	ご注意事項
告知2	⑦ 新生物	腫瘍	体内にできる新生物のうち、悪性でないものをいいます。	獣医師による診断の有無にかかわらず、「できもの」があれば告知が必要です。
	⑧ 口腔	歯周病 (歯槽膿漏・歯肉炎)	歯周病菌がハグキに炎症を起こし、徐々に周りの組織を破壊していく細菌感染症です。	治療の必要がない場合であっても、歯肉に炎症がある場合は告知が必要です。
	⑨ 消化器	胆泥症	胆汁が、胆管の中にたまり、成分が変化して胆石や胆泥となり、食欲不振や嘔吐、発熱、腹痛などを起こす病気です。	治癒後であっても、過去に獣医師に胆泥症と診断されたことがあれば告知が必要です。
	⑩ 筋骨格	大腿骨頭壊死症 (レッグペルテス症)	股関節が血行障害により、大腿骨頭が栄養不足になり壊死してしまう症状をいいます。	日常生活に支障がない場合であっても、獣医師により診断があった場合は、告知が必要です。
	⑪ 骨および運動器	椎間板ヘルニア	激しい運動や老化で骨がもろくなることで椎間板への負担がかかり、損傷することが原因で起こる病気です。	治療中もしくは治療後に麻痺などの症状がある場合は告知が必要です。疑いのある場合も告知が必要です。
	⑫ 性尿器	尿石症	尿に含まれるミネラル成分が結晶化され膀胱や尿道などに石ができる病気。石によって粘膜が傷つき、炎症・感染・出血を引き起こす病気です。	症状がない場合であっても経過観察中は告知が必要です。
	⑬ 感覚器 (眼)	白内障	眼の水晶体の一部もしくは全部が白く濁ってしまい、視界がぼやけて視力低下を引き起こす眼の病気です。	「白内障」の診断があった場合、もしくは「水晶体ににごりがある」と診断があった場合は告知が必要です。
	⑭ 感染症	フィラリア症	フィラリアの一種である犬糸状虫の成虫が寄生することにより、心臓、肝臓、腎臓などに障害をおこす症状をいいます。	症状がない場合であっても、検査結果が「陽性」の場合は告知が必要です。
	⑮ 性尿器	膀胱炎	細菌感染や寄生虫・真菌の感染、腫瘍などによって膀胱に炎症が起こる病気です。	症状がない場合であっても経過観察中は告知が必要です。
	⑯ 感覚器 (耳)	慢性外耳炎	外耳道に真菌や細菌、寄生虫などさまざまな原因で発症する外耳炎です。	継続的(2ヶ月以上)に治療している場合は告知が必要です。
	⑰ 皮膚	毛包虫症	ニキビダニ、アカラスなどのダニの一種が、動物の毛包及び皮脂腺に寄生して発症する皮膚病です。	症状がない場合であっても経過観察中は告知が必要です。
	⑱ 感覚器 (眼)	緑内障	眼圧が高くなることによって視覚障害を引き起こす病気です。	「緑内障」の診断があった場合、もしくは「眼圧が高い」と診断があった場合は告知が必要です。

# 保険料一覧

## ケガのみプラン 保険料一覧 (括弧内の数字は、月払保険料です。)

1回のケガに対する免責金額(自己負担額)は5,000円となります。

プラン 年齢	70%プラン		50%プラン	
	犬	猫	犬	猫
全年齢	12,650円 (1,110円)	11,630円 (1,020円)	10,720円 (940円)	10,030円 (880円)

## ケガ+病気プラン 保険料一覧 (括弧内の数字は、月払保険料です。)

1回のケガ・病気に対する免責金額(自己負担額)は5,000円となります。

プラン 年齢	70%プラン			50%プラン		
	小型犬	中型・大型・混血犬	猫	小型犬	中型・大型・混血犬	猫
0歳	28,730円 (2,520円)	41,610円 (3,650円)	31,690円 (2,780円)	23,710円 (2,080円)	32,720円 (2,870円)	25,760円 (2,260円)
1歳	28,160円 (2,470円)	40,470円 (3,550円)	31,010円 (2,720円)	23,370円 (2,050円)	31,920円 (2,800円)	25,310円 (2,220円)
2歳	29,070円 (2,550円)	42,070円 (3,690円)	31,920円 (2,800円)	23,940円 (2,100円)	33,060円 (2,900円)	25,990円 (2,280円)
3歳	29,640円 (2,600円)	43,210円 (3,790円)	32,720円 (2,870円)	24,400円 (2,140円)	33,860円 (2,970円)	26,450円 (2,320円)
4歳	29,750円 (2,610円)	43,430円 (3,810円)	32,830円 (2,880円)	24,400円 (2,140円)	33,970円 (2,980円)	26,560円 (2,330円)
5歳	30,780円 (2,700円)	45,260円 (3,970円)	33,970円 (2,980円)	25,080円 (2,200円)	35,230円 (3,090円)	27,360円 (2,400円)
6歳	32,830円 (2,880円)	49,020円 (4,300円)	36,480円 (3,200円)	26,560円 (2,330円)	37,960円 (3,330円)	29,180円 (2,560円)
7歳	37,390円 (3,280円)	57,570円 (5,050円)	41,950円 (3,680円)	29,750円 (2,610円)	44,000円 (3,860円)	32,950円 (2,890円)
8歳	43,780円 (3,840円)	69,310円 (6,080円)	49,590円 (4,350円)	34,310円 (3,010円)	52,440円 (4,600円)	38,420円 (3,370円)
9歳	54,830円 (4,810円)	89,600円 (7,860円)	62,700円 (5,500円)	41,950円 (3,680円)	66,920円 (5,870円)	47,540円 (4,170円)
10歳	59,390円 (5,210円)	97,930円 (8,590円)	68,060円 (5,970円)	45,140円 (3,960円)	72,730円 (6,380円)	51,300円 (4,500円)
11歳	66,920円 (5,870円)	111,830円 (9,810円)	76,950円 (6,750円)	50,500円 (4,430円)	82,880円 (7,270円)	57,800円 (5,070円)
12歳	69,430円 (6,090円)	116,510円 (10,220円)	80,030円 (7,020円)	52,330円 (4,590円)	86,180円 (7,560円)	59,850円 (5,250円)
13歳	72,500円 (6,360円)	122,210円 (10,720円)	83,680円 (7,340円)	54,380円 (4,770円)	90,170円 (7,910円)	62,470円 (5,480円)
14歳	73,530円 (6,450円)	124,030円 (10,880円)	84,930円 (7,450円)	55,060円 (4,830円)	91,430円 (8,020円)	63,270円 (5,550円)
15歳	74,560円 (6,540円)	125,860円 (11,040円)	86,070円 (7,550円)	55,750円 (4,890円)	92,800円 (8,140円)	64,070円 (5,620円)
16歳	75,580円 (6,630円)	127,680円 (11,200円)	87,320円 (7,660円)	56,430円 (4,950円)	94,050円 (8,250円)	64,980円 (5,700円)
17歳	76,490円 (6,710円)	129,620円 (11,370円)	88,460円 (7,760円)	57,230円 (5,020円)	95,420円 (8,370円)	65,780円 (5,770円)
18歳	77,520円 (6,800円)	131,440円 (11,530円)	89,720円 (7,870円)	57,910円 (5,080円)	96,670円 (8,480円)	66,580円 (5,840円)
19歳	78,550円 (6,890円)	133,270円 (11,690円)	90,860円 (7,970円)	58,600円 (5,140円)	98,040円 (8,600円)	67,370円 (5,910円)
20歳	79,570円 (6,980円)	135,090円 (11,850円)	92,110円 (8,080円)	59,280円 (5,200円)	99,290円 (8,710円)	68,290円 (5,990円)

## オプション 保険料一覧 (括弧内の数字は、月払保険料です。)

プラン 年齢	ペット葬祭費用保険	個人賠償責任保険
0歳	2,620円 (230円)	
1歳	2,620円 (230円)	
2歳	2,740円 (240円)	
3歳	2,850円 (250円)	
4歳	2,960円 (260円)	
5歳	3,190円 (280円)	
6歳	3,530円 (310円)	
7歳	3,760円 (330円)	
8歳	4,670円 (410円)	
9歳	5,020円 (440円)	
10歳	6,040円 (530円)	
11歳	7,180円 (630円)	
12歳	8,320円 (730円)	
13歳	9,800円 (860円)	
14歳	11,630円 (1,020円)	
15歳	12,770円 (1,120円)	
16歳	14,710円 (1,290円)	
17歳	15,620円 (1,370円)	
18歳	17,210円 (1,510円)	
19歳	17,780円 (1,560円)	
20歳	21,430円 (1,880円)	
		2,200円 (200円)